

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

高校生等奨学給付金支給申請書（専攻科・新入生早期）

次の6点を確認の上、□全てに必ずレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☐ 福岡県私学振興課が関係部署及び機関（児童相談所、福祉事務所）等に対し申請内容に関する調査を行うことに同意します。
- ☐ 税額の更正決定等により、都道府県民税・市町村民税の税額が変更し、その結果、奨学給付金の対象外となった場合は、県の決定に従い、速やかに受給した給付金の全額を返還いたします。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

ふりがな		高校生等との 関係	☐ 父母 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人
申請者の氏名 (保護者等)			
電話番号※1	☎ — — (日中連絡が可能な番号を記入してください。)		
申請者の住所	〒 福岡県		
世帯区分※2	☐ C-① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となる世帯		
	☐ C-② 年収約270万円～	対象外	る世帯
	☐ C-③ 多子世帯(扶養している世帯となる世帯)	対象外	で年収約380万円～600万円未満

※1 連絡が繋がらない場合、支給ができなくなる可能性があります。

※2 世帯区分C-②、C-③に該当する新入生早期はありません。通常申請で申請をお願いします。

1. 【対象となる専攻科の生徒について】

ふりがな		生 徒 の 生年月日	昭和 平成		年	月	日
生徒の氏名							
在 学 す る 学 校	学校名	私立： 学年： 年生					
	在学期間	(平成・令和) 年 月 ～ (入学年月日)			学校の種類・課程等		
	うち今年度の 休学期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			専攻科		
	学校の所在地	都道府県		市区 町村			
過去の在学期間※ ³		学校名	(平成・令和) 年 月 日 ～ (平成・令和) 年 月 日		学校の種類・課程・学科		
※過去に在学していた全ての高等学校等を記入してください。		学校名	(平成・令和) 年 月 日 ～ (平成・令和) 年 月 日		学校の種類・課程・学科		

※3 中学校等の在学期間は記入不要です。

2. 【生計維持者の収入等の状況について】（※（1）のいずれかの□に印を付けてください。）

（1）次の者の課税証明書等を提出します。 ※生計維持者の定義については、記入上の注意を御確認ください。
※未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。

①	☐	生計維持者(父母)2名分 (満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は②又は③のいずれかの□にレ印を付けてください。)
②	☐	主たる生計維持者1名分 ・父母のうち一方の離婚、死別等により生計維持者が1人の場合 ・家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 ・父母の両者の死亡等により、生徒の生計をその収入により維持するもの（主たる生計維持者）が別に存在する場合等
③	☐	高校生等本人 生計維持者が存在しない場合

課税証明書等を添付する者（①～③）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄	ふりがな		生徒との続柄
氏名			氏名		

3. 【振込口座登録申出書】※提出する支給口座は、申請者または、生徒本人の普通預金口座に限りします。

金融機関名		支店名		金融機関コード				銀行コード4桁＋ 支店コード3桁
預金種別	口座番号						口座名義人	口座名義人（カナ）
普通預金								

（通帳貼り付け欄）※上記記載の情報と同一口座を貼り付けてください

・貼りに付ける通帳等の写しは
○金融機関コード（4桁）
○支店コード（3桁）
○口座名義人（カナ）
○口座番号
がはっきりと確認できるものを添付してください。

記入上の注意

1. 【対象となる専攻科の生徒について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等（専攻科含む）に在学したことがある場合は、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

2. 【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は、当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。※生徒本人が結婚しており、父母と別生計で配偶者の扶養に入っている場合は、当該配偶者となります。

- イ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者
- ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- ハ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- ニ イ～ハに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業又は修了したことがある場合は、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請書を提出する前に※

提出する前に以下の内容を再度確認してください。

記載漏れ、書類不備等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなります。

- ☐ 保護者等全員の令和6年度の住民税所得割が確認できる書類を添付していますか
※令和7年度の書類は提出不要です。令和6年度の書類が添付されてない場合は、申請を受け付けることができません。
※非課税、被扶養に該当する場合でも提出は必須です。（未申告の場合は、申告の上提出してください）
- ☐ 在学証明書は添付していますか（県外に本校を有する高等学校等に在籍し、学校を経由せずに申請する場合）
- ☐ 個人対象要件証明書は添付していますか
（県外に本校を有する高等学校専攻科に在学し、学校を経由せずに申請する場合）
- ☐ 通帳の写しは添付していますか